

平成23年度大阪府森林審議会  
森林保全整備部会（第4回）会議録

日 時 平成23年9月7日（水）午後2時～午後4時10分

場 所 ホテル大阪ベイタワー22階「青雲の間」

## 大阪府森林審議会 森林保全整備部会（第4回）

開 会 午後2時00分

司会（岡田総括主査） お待たせいたしました。

定刻になりましたので、ただいまから、大阪府森林審議会第4回森林保全整備部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪府環境農林水産部、みどり・都市環境室みどり推進課の岡田でございます。よろしく願いいたします。

本日の部会には、委員8名中7名の御出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第6条第4項に基づき、本部会は成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の部会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして、議事の1につきましては、大阪府情報公開等条例第8条第1項各号及び第9条第1号に該当する情報を会議資料とするため、非公開とし、議事の2につきましては、公開となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

それでは、会議に先立ちまして、勝又みどり推進課長からごあいさつを申し上げます。

勝又みどり推進課長 こんにちは。

大阪府みどり・都市環境室みどり推進課長の勝又でございます。

大阪府森林審議会第4回森林保全整備部会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、先日の台風災害では、十津川や和歌山でいまだ行方不明者がおられる状況でございます。山地災害の怖さ、治山治水の重要性を改めて痛感する次第でございます。一刻も早い行方不明者の救助、発見をお祈りするばかり

でございます。

さて、本日の部会でございますが、国におきましては森林・林業の再生プランの実現に向け、森林施業に対する支援を見直し、集約化や間伐材の搬出を行う場合に限定して支援を行う森林管理環境保全直接支払い制度の導入や、地域の森づくりプランを描くフォレスターの育成など、新たな取り組みが着実に進められております。

大阪府としましても、このような動きに対応するとともに、全国一律の考え方では大阪の実情には合わない部分もあるかと思っておりますので、現在、御審議いただいております新たな森林保全システムに基づき、国の制度も取り入れた大阪独自の森づくりを進めていきたいというふうに考えております。

本日は、この新たな森林保全システムについて、これまでの部会で委員の皆様からいただきました御意見をもとに、次回の森林審議会に報告する中間取りまとめの案を作成しましたので、御意見を賜りたいと存じます。

また、このほかに保安林の解除にかかる案件について御審議いただくこととなっております。

限られた時間ではございますが、両議案につきまして委員の皆様方の忌憚のない御意見、御議論をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

**司会（岡田総括主査）** 次に、本日御出席いただいている委員の皆様を御紹介させていただきます。

増田部会長でございます。奥野委員でございます。越井委員でございます。

小杉委員でございます。坂野上委員でございます。古川委員でございます。

**古川委員** どうぞよろしくお願いいたします。

**司会（岡田総括主査）** 水原委員でございます。

**水原委員** どうぞよろしくお願いいたします。

**司会（岡田総括主査）** 以上で、御紹介を終わらせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

大阪府森林審議会規程第6条第4項によりまして、増田部会長に議事進行を

お願いしたいと思います。

では、増田部会長、よろしく願いいたします。

**増田部会長** そしたら、私のほうで議事進行を務めさせていただきたいと思  
います。よろしく願いします。

先ほど、課長さんの話にもありましたように、自然災害の怖さと言いますか、水の力のすごさに驚くと言いますか、非常にリスクの高まっている社会という  
ようなことも実感できるようなことがたびたび起こっておりますけれども、健全な森林を育成していくということも非常に重要な課題になっております  
ので、積極的な意見交換ができたらと思いますが、よろしく願いしたいと思  
います。

それでは早速ですけれども、まず本日の議事録署名委員ですけれども、順番  
に越井委員と水原委員のお二人にお願いしたいと思えますけれども、よろし  
くお願いしたいと思えます。

それでは、きょうの議事ですけれども、先ほどございましたように議事が二  
つございまして、一つは保安林の解除について、もう一つが新たな森林保全  
システムの構築についてということですが、まず議事1の保安林の解  
除についてですが、これについては非公開ということになっております。特  
に、今は事務局以外いらっしゃらないということですね、はい、わかりまし  
た。

——— 略 ———

それでは、前回から議論をしていただいております第2議題ですけれども、  
新たな森林保全システムの構築についてということで、そろそろ本審のほう  
に中間報告をしないといけないような時期になっております。

きょうは、その中間報告案と言いますか、あらあらのものができ上がって  
おりますので、それを報告いただいて御議論いただきたいと思えます。

事務局のほうから説明よろしく願いしたいと思えます。

**塩野総括主査** みどり推進課森づくり支援グループの塩野と申します。よろし

くお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料の2をごらんいただきたいと思います。

前回の部会では、各事務所での取り組みの進捗状況等を御報告させていただきました。新たな森林保全システムの基本的な方向というのをお示しさせていただきました。その後、その部会でも各委員の方々からいただきました御意見等を踏まえまして、今回、中間報告、中間取りまとめ案として資料2のとおりお示しさせていただいております。各委員におかれましては、事前の説明もさせていただいておりますので、時間の範囲で概要をちょっと説明させていただきたいと思います。

まず1ページをごらんいただきたいと思います。

これまでの部会、あるいは森林審議会、本審のほうでも大阪府におきます森林・林業の現状や課題につきましてはお話させていただいております。今回、中間報告をさせていただくに当たりまして、いま一度、大阪府での森林・林業の現状でありますとか、森林の分布状況について簡単に整理させていただいております。こういった現状の課題からこういった取り組みを進めていくべきかというふうな形で資料は整理させていただいております。

現状のところは、森林面積の分布状況、最新のデータでありますけども、民有林が5万5,000ヘクタールあって、あと人工林、天然林、また人工林もスギ・ヒノキの人工林とマツや広葉樹といったように細分化されます。スギ・ヒノキの人工林においても、その林齢で、ここでは11齢級、55年生で線引きさせていただいておりますが、比較的林齢のまだ若い育成途上の人工林が1万2,400、それより林齢がいつております、いわゆる高齢林と呼んでいる成熟した人工林が今現状で7,600ヘクタール、こういう状況になっておりまして、こういった育成途上の人工林、あるいは成熟した人工林に対する取り組み、あるいは天然林や竹林等に対する取り組み、こういったものを考えていく必要があるというふうに考えています。

森林・林業を取り巻く現状につきましては、これもこれまでお話させていただいておりますとおり、本来、森林そのものが災害防止や水源かん養、あるいはCO<sub>2</sub>の吸収といった公益的機能があつて、私ども大阪府の880万人府民

の安全・安心な暮らしに貢献しているということで、我々としましては、この大阪府の森林を将来にわたっても健全に維持保全をしていく、大阪府民の環境材として維持保全をしていくということが重要かと考えております。

ただ、現状としては採算性の問題、あるいは担い手の高齢化、後継者不足、あるいは相続、世代がかわっていく中で所有森林の境界であったり、あるいは位置そのものがどこにあるかわからないといったような状況も増えてきているということから、森林所有者の自力だけでは、今後、健全に森林を維持保全していくこと、これについてはちょっと限界があるというふうに整理させていただいております。

また、木材を使っていくこと、これも森林を維持保全していくことについては重要なんですけども、なかなか府民の方、消費者の方には木材を使うことのメリット、よさというのがまだまだ十分に知られていないというような状況もあるかと考えております。

今の話は人工林としての話ですが、いわゆる天然林といいますか、里山林につきましても、蒔とか炭とかいうような利用形態がなくなってきており、広葉樹林や竹林等の里山林も手入れされないまま放置されているというような状況もありまして、とりわけ大阪府におきましては市街地に近接して山があると、里山林があるということで、防災面でありますとか景観面でも非常に機能低下が懸念されているところです。

一方、国のほうの動き、これは前回の部会でも御説明させていただきましたけれども、特にこの平成21年の森林・林業の再生プランということが出されて、国の動きとしては、例えば意欲のある森林所有者に施策の集中化がいつていると。要はもうきっちりと計画を立てて、計画どおり施業ができるというようなところに対して補助金が出るというような動きになってきておりますし、木材産業のほうへ目を向けますと、大規模な物流に対応する供給体制の強化ということで、大ロットの需要先であったり、集成材用ラミナ、こういったものを生産するような大規模な施設の整備、こういったものに国の施策自身もシフトしていつているという状況があります。

府内産材、府内の木材の供給というのは実際には小ロットでありますし、な

かなか安定的に出していくという事はできない状況にございますので、こういった今の国の動きになかなかついていけないというようなことがあります。

参考事例で、ちょっと小さいですが、兵庫県宍粟市の大型木材供給センターのことを参考に書かせていただいております。これは昨年11月にオープンしまして、計画量としては月間5,800立米ほどの木材を加工していく計画があるということで、これはこういった今の国の動きに乗って整備も進められたものでございますが、この月間5,800立米という処理量は、大阪府でいうと1年分の木材の量ぐらいに相当するということで、かなり国のほうでもこういった大規模な生産体制というのが主に重点的に整備されていくと、こういった動きもあるということでございます。

こういったことを踏まえまして、大阪府では実際の実情に踏まえた大阪独自の森づくりなり、森林資源の利用の仕組みというのを考えていく必要があるというふうに考えています。

また、右側のほう、これもこれまで幾らかの場面で御説明もさせていただいておりますけれども、大阪府の森林分布といたしましては、北摂地域と南河内・泉州東部地域というところに主に人工林が分布しております。

ただ、その人工林でも北摂のほうは比較的若い林齢の人工林、南河内や泉州東部のほうは比較的成熟した林齢の人工林というふうな分布があります。また、生駒山系の中部地域でありますとか、あるいは泉州の西部、阪南、岬町といったところは、どちらかと言えば天然広葉樹林、里山林というのが多く分布しております。

こういった状況から、今後取り組みを考えていくに当たりましては、人工林と天然林は大きく二つ分かりますし、この人工林につきましても、比較的若い林齢の人工林と成熟した人工林、この二つと里山天然林と、この三つに大きくは区分して、その取り組みを検討していく必要があるかというふうに考えております。

そこに書かせていただいているのは各地域の森林の現況のデータで、参考につけております。

こういった現状を整理させていただいて、2ページ目、これが本日の一番中心になるところでございまして、先ほど申し上げましたとおり、大阪府域の森林の分布状況から考えまして、成熟した人工林、生育途上のまだ若い人工林、そして里山林と、こういった三つのタイプに区分して取り組みを進めたいと考えておりまして、その三つはこういった取り組みかというのと、そのこの①から③まで、この成熟した人工林につきましては、我々、産地形成型という言い方をしております。産地形成型の対策ということで、成熟した人工林の資源、これを有効に活用して、林業本来の資源循環のサイクルを取り戻すというふうなことを目指していききたい。ここで産出します木材につきましては、一定住宅や建築分野での利用が可能と考えますので、こういった分野での販路を構築していくために、川上だけでなく、製材業者、あるいは工務店といった川下までの幅広い主体の連携参画で取り組みをしていきたいと考えています。

2番目が生育途上の比較的若い林齢の人工林。これにつきましては、バイオマス利用型の対策ということで名前をつけさせていただいておりますが、こちらも当然、生育途上の人工林の資源を有効に活用して行って、将来に向けて健全な人工林の育成を図っていくということを目指したいということで、未利用の間伐材を効率的かつ安定的に確保、あるいは集めてきて、これを有効に活用していくために、森林組合を初めとしました林業事業者、あるいは森林所有者などを中心とした主体での取り組みを促進していきたいと考えております。

広葉樹林、里山林につきましては里山再生型の対策ということで、里山林につきましては、なかなか人工林と違って経済性という観点では非常に成り立ちにくい状況にありますので、とは言え、先ほど申し上げました防災面や景観形成面というふうな重要な里山の持つ機能を維持していくということを目指して、市街地とか集落、ここに近接しております府民の方々の暮らしと非常にかかわりの深い里山の保全活用、これを図っていくために、ここでは森林所有者、林業事業者ということだけでなく、NPOでありましたり、企業、地域の住民の方々などの参加も得て、取り組みを進めていきたいという

ふうにご考慮しております。

この3タイプの区分でやっていくということの詳細につきましては、その右側のほうに少し模式図も入れまして、どういった取り組みをしていくかというのを書かせていただいております。この説明は後ほどさせていただきますけれども、こういった3タイプの取り組みをしていくんですけれども、この中で柱として、基本的な方向を2点挙げておりまして、一つはこういった三つのタイプで取り組みをしていくのが共通のものとして、地域ぐるみで森づくりや森林資源の利用を考え、実行していくというやり方、これをベースに考えていきたいということで考えています。

先ほどの現状と課題のところでもお話しさせていただきましたとおり、なかなかその森林所有者一個人では森林の維持というのがもうできなくなっている一方で、国の施策では施業の集約化ということも言われておりますし、作業効率の向上とかコスト低減というのはやっぱり図っていかないといけない。あるいは不在村地主の存在であったりとか、経営意欲のあまりないような所有者さんが実際にいて、なかなかその集約化の妨げになっているというのも事実でございます。

広葉樹林のほうに目を向けましても、今言いましたような所有者さんがみずから整備するということはなかなかもう現状としてはない状況でありますけれども、一方で環境保全意識の高まりからCSRの一環として、例えば森づくりに取り組む企業であったり、ボランティア活動というのが実際に増えてきているという状況もあり、こういった主体とのマッチングというのをしていくというようなことも重要でないかと考えておりまして、人工林、天然林、それぞれこういった現状を踏まえまして、大阪府あるいはその地元市町村とが連携して、地域、所有者や林業事業者や地元の関係者に働きかけを行って、地域ぐるみで森づくりを考え、実行する場づくりを促進していこうと、これが森づくり活動グループを形成していくということで、これまでは森づくり委員会という言い方で、森づくり委員会の取り組みということでこれまで御説明させていただいております。その取り組みと全く考え方は変わってはいませんが、その森づくり委員会という名称がどうしてもそういう組織

をかつちりつくらないといけないというイメージが出てしまうというふうなこともありましたので、今回、森づくりの活動グループという言い方にちょっと変えさせていただいていますが、これまでと考え方は同じということでございます。

こういった地域の取り組みにつきましては、現状、各管内で設置されております森づくりサポート協議会が技術面や事業面でもバックアップしていくということでございます。

こういった地域ぐるみの取り組みを進めていくに当たりまして、大阪府として今回考えておりますのが、後ほどもちょっと説明しますが、いわゆる地区認定制度ということで、こういった地域での取り組みを行うところを、例えば人工林であれば林業活動促進地区、里山であれば里山保全活動促進区域というような地区設定することで、森づくりに積極的に取り組む地区を明確化して、大阪府としてはその地区、区域に対して森林・林業の施策を重点的に実施していくような、そういう取り組みをイメージしております。

あと、済みません、もう一つの柱としては、木材の利用、これが森林の保全には重要な要素でありますけども、そのこと自身なかなかまだ府民の方々に理解されてない部分があるということで、都市の健康を育む「森林と木材利用」への理解を向上という書き方をしておりますが、要は府民の方々にその重要性というのを理解してもらおうような取り組みをするというのがもう一つの柱でございます。

例えば、ユーザーの方、このユーザーというのはいろんな意味合いがありますが、例えば木材を使うという設計や工務店、建築主さんなどにも木のよさであったり、府内産材の利用の重要性や、入手先の情報などを周知していくといったようなこと、また、保育園や幼稚園、学校といった子供たちが利用するような施設などを中心に内装の木質化というのを図って行って、小さいころから木、森林とか木材に対して親しみを持ってもらう取り組み。また、木材を使いまして耐震補強部材とか木質断熱材、このあたりは、実は大阪府が昨年度からの国の事業も活用して、こういった新たな需要開発に対しての支援もさせていただいております。こういったような新たな木材の需要につ

きましても、今後府民の安全、安心、快適につながる取り組みでございますので、こういったものを普及、PRしていくといったような府民の方、消費者の方に対するPRに対する取り組み、これが必要ではないかと考えております。

また、これにつきましては、そこに木づかいの協議会、仮称ですけれども、というものを置いて、これは川上だけじゃなくて、木材関係の団体等がそのメンバーとして入って、府内産材の情報提供、あるいは需要と供給のマッチング、あるいはこの木材の品質についても非常に課題といいますか、なかなか特に府内産材の品質はどうかといった不安感といったようなことも、あとで課題でも出しておりますけれども、こういったことを解消するためにも、こういうような認証制度のようなことも考えていく必要があるかなと思っておりますし、そこに大阪府住宅リフォームマイスターとも連携と書いてありますけれども、これは既存は大阪府の住宅まちづくり部のほうで設置しております制度でございます、登録をする団体というのは23団体ほど指定されておまして、その団体のほうが実際に一定の条件を備えた事業者をリフォームマイスターとして登録していく制度でございます。一定の素質、技術を持った、いわゆる認定されたリフォームマイスターというのを、消費者、ユーザーの方にも紹介するということで、信頼性を持ったリフォームなり、増改築といったようなことに取り組んでいただけるような制度、こういったような制度とも連携しながら木材、府内産材の利用を図っていくことができないかというようなことも考えております。

右側のほうは、これまでの説明しました三つの取り組み、例えば産地形成型であれば、小規模ロットで対応可能な地域材を利用した住宅建築分野での木材の供給体制づくりというのを考えておりますし、あと大阪府木材利用基本方針というのが書いてありますけど、これは昨年10月に施行されました公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、これに基づいて各都道府県が基本方針を策定できるというふうになっておまして、大阪府でも今策定中でございますが、この中で公共建築物での木材の利用というのをうたいながら促進を図っていきたいというふうに思っております。

バイオマス利用型、これは木材は例えば合板用とかチップ用とかいろんな用途で活用可能かと思いますが、ここではことし4月に竣工しましたバイオコークスの生産工場、年間**3,600**立米の計画量を持っております。いま、これに向けて、やはりまずは材料の供給体制を図っていくということが必要かと考えておりますので、ここではメインはバイオコークス用の材料の供給体制ということでイメージしております。それから、この中では、森林組合が所有者さんから委託を受けて、間伐、あるいは間伐材の搬出をするということだけではなくて、できますれば、その地域で土場を設定して、いわゆるその間伐材を所有者さん自ら収集してもらって、それを買い取ってもらうというような地域での間伐材の共同収集の取り組み、こういったものも取り組みをしていきまして、御家庭の方々とか、あるいはサラリーマンをふだんされていて土、日でそういった作業をするといったようなことで、新たな担い手の参画も促すような、そういう取り組みも考えたいと思っております。

また、里山につきましては、防災・景観形成の観点から必要な地域を指定しまして、その中で地域の方々やNPO、企業の方々などの参画を得て、森づくりの保全活動というのを進めていきたいというふうに考えております。

3ページのほうは、ちょっと順番が逆になるのかもしれませんが、こういう三つのタイプの区分、産地形成、バイオマス利用、里山再生と、こういった形での対策というところに、途中経過といいますか、それぞれ高齢林、若齢林、あるいは天然林それぞれにつきまして、例えば資源の流通の面、基盤の面、あるいは担い手、そして消費者といったような観点からの現状・課題というのをもう少し深く突っ込んでここで整理させていただいております。

一つ一つの説明はちょっと省略させていただきますが、こうしたところでの課題を抽出する中で、取り組みとしてはこの3区分での地域でのそれぞれの対策というのが必要であるというふうなことで整理はさせていただいております。

あと、次に4ページなんですけれども、先ほど申しあげました3タイプで取り組みを進めていくという中で、大阪府としてはそれをどのように対策を打っていくかということで地区指定というお話しさせていただきました。大き

くは人工林での地区指定と、それから天然林、里山林での地区指定という二つの指定の考え方を示しておりまして、4ページ目が仮称ですけれども、林業活動促進地区という人工林での地区指定の考え方でございます。この地区指定は、先ほど来からもお話申し上げておりますとおり、なかなか国レベルでは大規模、大ロットといったようなところでのシステム整備がなされている中、大阪府の実情といたしましては小ロットで、どちらかというところ供給力としてもなかなか不安定な実情にあります。

こういった中で、先ほど申し上げましたような府民への理解ということ言えば、保育園であり、幼稚園とかいったような公共施設での内装、あるいは地域材の利用ということ、あるいは品質なんかこだわった府内産材の住宅、あるいは、まだ林齢の若い人工林で言えば、バイオコークスといったようなもの、これら小ロットでも対応可能な利用に的を絞って木材を供給するという、国の方式とはまた違った、いわゆる大阪方式の生産流通システムなるものを構築していきたいというふうに考えております。

このやり方で資源の有効活用を図ることで森林が健全に維持されるというふうな森林資源の循環を取り戻していきたいと考えております。

この地区指定のイメージにつきましては、活用していくべきは森林資源、スギやヒノキなどの人工林が存在する地区で、その地域の関係の方々や活動グループ等を形成して、連携して森づくりに取り組んでいくということを働きかけ、促していくと考えています。

取り組みにつきましては、例えば成熟した人工林などでは、製材業者や工務店などの川中、あるいは川下との連携を含めて、木材の供給から利用までの体制を構築していくというふうなイメージをしています。ただ、必ずしもこの地区の中に、川中、川下の関係者が含まれている必要はないかと考えてはおります。

この地区の範囲につきましては、経済的あるいは安定的な木材供給を確保するということから、大字単位など比較的広い流域を想定しておりまして、今後、国の制度にのっとって進められます森林経営計画樹立団地を包含して集約化を促進していくような地域をイメージしております。

また、今般の森林法の改正で制度化されました施業代行制度といったようなものも、必要に応じて導入していくようなイメージをしております。

こういった地区指定をして、その中で、右側、大阪府の支援としては、その中での地域活動に対する支援、あるいは地域の合意形成でありますとか、森づくりの計画の策定、土場の確保とか、あるいは木材の需要者側とのマッチングといったようなこともありますし、国の事業につきましては、森林経営計画策定されているところが補助金の対象になりますので、それ以外、要するに計画が立てられないような地域というのも当然出てきます。ただ、大阪府はこういったところも含めて、この地区指定をしていただくことで国庫補助の対象とならないような、例えば施業、間伐などに対する支援も考えたいと思っておりますし、路網の整備につきましても重点的な支援というのも想定しております。

認定手順につきましては、その図にありますように、市町村を通じた申し出によって認定をしていくというふうなイメージで考えております。この地域活動のメンバーにつきましては、その地域地域でメンバーが当然いろんなパターンが出てくるかなというふうに考えております。

5ページのほうは天然林、里山林の区域指定の考え方でございまして、こちらのほうは前回から少し資料の中で御説明もさせていただいておりましたけれども、市街地や集落に近接して藪状化あるいは竹林の繁茂といったようなことが進行しているような里山林について管理活動に取り組んでいて、防災機能や景観の向上を進めていく区域というのを認定いたしまして、そこでの重点的な支援をしていこうというふうに考えております。

認定要件のイメージとしては、地元の市町村のほうからの認知も得て、次に示す活動を継続的に行っていくことが明確であることということで三つ挙げておりますが、藪状化・竹林化が著しい里山の森林整備・管理を行うような活動、あるいは災害の未然防止に資するような活動、あるいは景観形成の観点から花木の植栽とか、あるいは草刈り、間伐といった保育作業を行うようなところを継続的に行っていくということが明確であることというふうなイメージをしまして、こういった取り組みについて、森づくり活動グルー

プなどの森林保全のための活動を行う体制というのが整っている、あるいは整っていけると、そういうポテンシャルがあるということ。

あとは、その活動計画として継続的に整備、あるいは森林の利活用といったことを進めていくということが明確であることといったようなことで、こうした要件から地区指定をイメージしております。

この区域につきましては大体イメージ、30ヘクタールぐらいの規模のまとまりのある森林を想定しております、対象となる森林と密接に関係するような集落等が存在するという。一つには保安林ではない近郊緑地保全区域か自然公園区域での区域指定というのをイメージしております。

ちなみに、この参考のところで保安林でない近緑区域、公園区域というのは、府下では約2万4,000ヘクタールほどあるというふうに計算上を出しております。

こういった区域、里山のほうは大阪府の支援として大きく二つ、ちょっとわかりにくいんですけども、上の里山防災機能の強化ということについては、これまでも御指摘等もいただいております、ボランティア活動では、例えば枯損木や大径木の伐倒であったり、あるいは作業をするための歩道の整備といったことがなかなか難しいというようなこともございます。そのため、このあたりのところを府として直営で取り組むというのが一つと、このエリアの中での団体の活動、地域の活動に対しての支援、助成という景観形成促進事業、大きくはこの二つを大阪府の支援として想定をしております。

区域の認定の手順につきましては、人工林の場合と流れとしては全く同じでございます、いわゆるこの森づくりにかかわる地域のグループの構成員というのが変わってくるということでございます。

以上、新しいと言いますか、保全の取り組みとしては、森林の状況に合わせて三つの区分で考えたいと。その中で、やはり取り組みとしては大きな柱が二つ、地域ぐるみでの取り組みを進めていくということと、府民に対して森林、あるいは木材利用というものを広く理解を求めていくような取り組みを進めていくということ。地域ぐるみの取り組みを進めていくことにつきましては、いわゆる地区指定というやり方で大阪府としては限られた財源

を選択集中して重点的にそこに投下するというようなやり方で取り組んでいきたいということでございます。

最後のページは、参考資料として個別の説明は省略させていただきますが、これまで御説明させていただきましたような森林の現状・課題に係るデータ、グラフ等をおつけしております。

一つは、例えば9番のヒノキ間伐材1立米当たりの搬出経費と削減の取り組みというところなどでは、この現状と課題の洗い出しのところでも価格の話はちょっと出させていただいているんですが、現状は一番左の材を出して、搬出して、市場で販売というためには1万5,000円ほどの標準的な平均的な額ですが、かかっておるんですけれども、これを段階的に伐木費や造材費を例えば路網の整備や高性能林業の機械を利用するといったようなことで経費削減を段階的に図って行って、現状はヒノキの合板用とか建築用材でもなかなか元が取れないという状況にあるんですけれども、これを集約化、機械化をしていくことで段階的に値段を下げた行って、例えばヒノキの合板用でも、わずかでも所有者さんに還元ができるような、そういうふうな取り組みをしていきたいということで、この辺につきましては、今現在、森林組合のほうでも機械化林産事業というふうな形で取り組みも進めていただいているところでございます。

以上、済みません、長くなりましたが議題2につきましての説明は以上とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

**増田部会長**      ありがとうございます。

今、新たな森林保全システムの構築ということで、ある一定、課題整理から、こういう施策展開までということで一連、御報告をいただきましたけれども、お気づきの点はいかがでしょうか、あるいは御質問でも結構ですけれども。

水原委員、どうぞ。

**水原委員**      今の事務局のお話、事前にお聞きしておりまして、さらに詳細な説明をいただきました、ありがとうございます。

二、三回のこの会においてかなりまとまってきたなというような印象で、わかりやすいことになったと思います。御苦労さまでございました。

一つだけお聞きしたいんですけども、これは軽い話で聞いてほしいんですけども、森林資源の利用促進というか、それがもう少し詰められないのかと。森づくりという面ではかなり詰まってきたなというか、二つ考えられまして、産地形成型と里山の関係ですね。森をつくるという形では非常にシステムとしてまとまってきたなというような印象でございます。ただ、森をつくっても産地形成型の場合は地区先がふえるだけであって、それを利用していただけかなくてはならないというか、利用していただくような何か考え方というのが、もう少し詰めるべきではなかろうかと思っています。私も今のところ、ちょっとわからないんですけども。

一つの案としては、これは発作的に考えておるんですけども、例えばユーザーの方、いわゆる住宅を建てたいという適齢期の方とか、あるいはまた、当然のことながらここに書いておられますような建築士とか、そういう方にも入っていただいて、その御意見を伺うと、それを参考にしながら利用促進を図ると。

もう一つは、大阪府さんがその利用促進を図る例として、大阪府木材利用基本方針というものをつくられているわけですね。これは国もつくっていると思います。それにのっとって公共建築物等への木材利用の拡大を図っているというようなことをうたっておられるわけですね。それにプラス何か利用拡大を図る方策はないのかと。国からおりてきたものだけでなく、大阪府ならではの利用拡大の方策が考えられないかというような話であるわけなんですけどもね。

私は、このことをこういう席で言うてもいいかわからないんですけども、御存知のように今年の3月、大震災で東北3県の方々は、非常に厳しい災害に遭っておられるわけなんです。ある県で応急住宅をある町の町長さんが考えられまして、間伐材とかその材をつくって既につくっておられたというか、用意されておられたというようなことをテレビで耳にしまして、これはいい考え方ではなかろうかと。そういう面で大阪府材を使って、例えばそういう災害というか、大震災というか、そういうものを想定したときに、その部材をつくってどこかに備蓄しておくとか、つまり大阪府材を使って応急仮

設住宅を建てられるような、そういう部材をつくるとか、そしてどこか倉庫に備蓄しておくとかいうような形で利用拡大を図るとか、そういうこと、一つの案なんですけども。それ以外に何かもっと違った案でもよろしいんですけども、もう少し国からおりてきたような方策ではなくて、プラス何か大阪府ならではの方策が考えられないかというのが一つの私の意見でございます。

**増田部会長**      ありがとうございます。

多分、皆さんお感じになっているんだろうと思うんですけども、大阪府の想定されている支援というのは、これ全部川上に対する支援だけが書かれていて、今、御指摘いただいたように川下に対して何らかの府の支援はあり得ないのかと。もう一つ言うと、川中ですね。例えば農業政策で言うと、大阪府の場合には地産地消を推進することで、直販所に対してあるインセンティブを与えながら直販所整備みたいなものをしていきたいと思いますというのが農業政策なんかでとったんですね。林業の中での川中というと、製材であったりとか、あるいは蒔なんか個人需要である場合には、蒔をなかなか獲得しようと思ってもどこで蒔を獲得していいかというのはなかなか皆さんわからない。コーナンなんかに行けばとか、ホームセンターに行けばあるわけですけども、そういう意味で言うと、もっと手近なところでそういう川中に対する支援が何かないかという御指摘だと思うんですね。

川下に対しては、例えばお金の支援もありますけど、例えばカーボンオフセットみたいな形の中での利用促進、これは今まで少しやっけてきているわけですね。そのあたりの川下に対しての支援みたいな話があり得ないかどうかということです。

越井委員、どうぞ。

**越井委員**      今の両先生のお話に加えまして、ちょっと私の関係することを御参考までに申し上げます。

今、川下の市場ということ、需要開発ということにつきまして、御参考になるかもわかりませんので申し上げたいと思います。木材を使うという場合にはどうしても我々はこの木造住宅の柱とか板とか、そういうものをイメージ

しまして、節が小さいとか木目がきれいとか、そういうことをイメージするんですが、そういう昔からの、いわゆる高級材のイメージではなしに、もっと一般的に木材を使うというマーケットをつくらないといけないんじゃないかと私は思っております、そういう動きはものすごく出てきております。

我々もちろん努力しております。現実の一つの例を申し上げますと、東京都港区がございます。港区というのはちょうど東京の中心ぐらいになるんでしょかね、ビルがたくさんある町でございまして、大体、木にはあんまり関係ないようなまちづくりなんですけれども、そういうビルの外壁に板を張るとか、それからビルの内装にどんどん木材を使うとか、それからプロムナード、今までやったら石とかコンクリートでつくった道に木を張るというふうなことで大きな動きになってきているんですね。

現在、港区は各地方の木材供給する組織、地方の森林組合とか地方の自治体、約30団体ともう既に契約されまして、大きな組織をつくられたんです。現在、中心になっている計画がJR田町駅を再開発しようとしているんですが、これにはものすごく木材を使おうという計画がございます。これは今までの木材の使い方と全く違う考え方で、今までの常識では劣悪材と思われた間伐材なんかも積極的に使えというふうなことでございます。

私に関係しておりますのは、大阪市内、前回のときに私申し上げたかちょっと忘れましてですが、ちょうど白髪橋のところに木材会館という6階建てのビルがございまして、その表面に板を張りました。ことしの夏の間、いろいろとデータを測ったんですが、外気温が2度下がるということが確認できました。それから、私びっくりしたんですが、そのビルの5階に我々の連合会の事務所があるんですが、今まで大体冷房の室内温度設定は26度から28度ぐらいなんですね。ところが、ことしの夏は30度に温度設定しても大体同じぐらいの涼しさがあると、部屋の中が。ということで、これはやはり省熱とか断熱、こういう効果が出たんやなど。そのビルは外壁をもちろん木材張っているわけなんです。それで私が今ここで申し上げたいのは、大阪はやはり、これはいわゆるユーザーですよ。先ほどから話の出ている消費者ですね。木材の供給は、これは全国もちろん山がたくさんありますから、どこからでも

供給できると思うんですけども、これ大阪府内産、府の中の材を、木材を使って、そして大阪市の町の中でいろいろと木材、今までの考え方と全く違う発想で木材を使っていくということができるのではないかということです。これは具体的に成功していませんから、ええ加減なこと言うのとというふうに思われるかもわかりませんが、実際にできてくると、ああ、こういうこともあるんかというふうになるように、現在、今考えています。

例えば、一例でございますが、これは笑われるかもわかりませんが、御堂筋の両側のビルにこの板を全部張って見たらどないなるやろうかなと。これで相当温度が下がって、ひょっとしたら大阪は全国でも評判の町になると違うかなというふうなことを我々議論しております。

大体そういうことでございますが、今の先生方の議論にちょっと参考になるかと思って申し上げました。

**増田部会長**     ありがとうございます。

越井さんのところの御協力を得て、大川沿いで言うと、中之島バンクスのところにコンクリート壁に木を張りつけているんですね。これは鉄の、要するに夜間の熱収集みたいなやつを考えると、ヒートアイランド対策としてというような、これたしか近々シンポジウムをされると思うんですけども、大阪のHITECと連携しながら温熱環境に対してという、これなんかももう少し、ある部分、これにインセンティブをどう与えていくかみたいな話。

**越井委員**     先生、済みませんが、もう1分で終わりますが、言い忘れましたが、大阪府は材を供給する立場というふうに見るならば、やはりその材のコストが大きな問題になると思います。木材のマーケットが出てきたときに、外国産の木材、それから、例えば国産でも宮崎県なんかは相当進んで山に道を入れて機械化して出材するというふうなことが進んでおります。そういうときに、この大阪から出てきた材は高いということになると、やはりこれ商業が大事でありますから、大阪の木材は使えないというふうなことにならないように、もしもインセンティブをそういう方向へ持っていただければ、援助していただけるなら、これは古川先生、前におられますが、森林組合にぜひお願いしたいというふうに私は思うわけでございます。

**増田部会長**     ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

小杉委員、どうぞ。

**小杉委員**     今の話に関連してですけど、供給側に対する支援、認定制度というのがあるとするならば、同じように需要側にも何か具体的なプランを打ち出す、いろいろ書いてあるんですけど、どこを特に重点的にやっていくかというふうな具体的なプランを打ち出していけば、さらにいいのではないかというふうに思いました。皆さんの御意見をお聞きして、そういうふうに思ったんですけど、今、木をビルに使ってというふうなこととか、公共施設に使うとか、いろいろあると思うんですけど、値段の問題とかあって、どうぞやってと言ってもなかなか回らない部分があると思うので、やっぱり公共事業ということであれば非常にやりやすいというところがあると思います。少々高くてもというか、ちょっとぐらいの差であれば、まあいけるというようなところもあると思うので、特にその公共事業について具体的なプランというか、木を使っていくようなプランをどんどん打ち出していくとか。

あるいは大阪府の材を使うものについて支援プランみたいなものをつくるであるとか、あるいはその目立つ場所について木張りにするとか、そういうふうな幾つか目玉になるようなプランを府として打ち出していくような感じに仕上げてはどうかというふうに思いました。

**増田部会長**     ありがとうございます。

いずれも、多分川下の話ですね。公共事業の中での使い方というのをもう少し工夫してもいいん違うかというような話やと思いますし、もう一つ、それに関連して気になるのが、今さっきの水原先生の話もそうなんですけれど、この木づかい協議会というのを1点目に書かれていますが、これ見ると、やっぱり個人ユーザーの理解なり、府民全体の理解というのをどう高めていこうかというふうになってないんですね。むしろ、ここの中で前回から皆さん方に御意見いただいているように、例えば子育ての世代とか、あるいは住宅取得層の世代とか、あるいは住宅建て替え層の世代みたいなやつが必ずあるライフステージの中であって、その人たちをどう応援団につけるかみたいな

話がないと、これやとかなりプロ集団の木づかい協議会なんですね。いわゆるベースとしての、やっぱり一番の子供を育てていく中で、いろんな意味でシックハウスの問題なんかがあったりいうと、その木の持っている有意性みたいな話が保育園の中で使おうとしているのはまさにそういう話でしょうし、そういう面で言うと、子育て世代と住宅取得世代とほぼ一緒なんですよ。大体30代後半から40代前半にかけてという、このあたりに対してどういうアクションを起こしていくのかみたいなこともやっぱり非常に重要な部分だろうと思うんですね。だから、個人ユーザーをどう見るのかという。

どうぞ。

**小杉委員**　そういうことを考えると、やっぱりその限られた財源で何かやるというときに、学校関係に集中的に特化するというのが一番効果が大いと思うんですね。だから、何か目玉の施策というときに、幼稚園、保育園、小学校、中学校というふうなところに木をどんどん使っていくというような政策を、大阪府として販路をつくっていくと。その中で、教育も一緒につけてやると。これを使うと温度が下がりますよとか、どういう効果がありますよみたいなことを、教育活動をセットにしてやっていくということが一番効果があるのかなというふうに思いました。

**増田部会長**　兵庫県の香美町は、これかなりの木材産の町ですけど、立派な木の体育館つくられていますよね。あるいは大阪府内で言うと、環境教育を兼ねてパネルにチップを混入したようなリサイクル材と言うんですかね、そういうチップを混入したパネルを使って体育館を建て替えて、雨水利用とかも兼ねた体育館で、それを環境学習の一つのモデル的にしているような事業も、確か貝塚市やったと思いますけれども、そんなことをやっているようなところもあります。それとある部分、今おっしゃっていただいた、やっぱり子供の中で、子供の教育とか学習という話の中でどう展開できるのかというのは一つの大きなターゲットかもしれません。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

坂野上委員、どうぞ。

**坂野上委員**　ちょっと一つお尋ねしたいことがあるんですけども、木づかい

協議会のところに書いてございます、府内産材認証制度というのは、これは既にある制度ではないということでしたでしょうか。済みません。

**北山森づくり支援補佐** この認証制度については今はございません。ですので、新たにということになります。

**坂野上委員** わかりました、はい。

例えば、幾つかの県がこういう制度をつくっておられますけれども、大阪で府内産材認証制度をもし仮にやった場合に、認証材を使う側のメリット、今あった話と同じですが、メリットというのは本当の意味でどこにあるのかということなんですよ。それが本当のことを言うと、どこの府県でもそうじゃないかと思うんですけれども、特別にこの地域の材がほかよりすばらしいとか、なかなか製品として精度が高いとか、そういうことを前面に出して使っていたかということとは実際にはなかなか難しく、例えば身近な資源を使うことで、例えば運搬にかかるエネルギーを節約できますよとか、どうしてもそういうふうになってしまうんですね。それはそれでももちろん仕方ないんですけれども、仕方ないと言ったら問題かもしれませんが、いずれにしても、もし制度をつくるのであれば、今までの話でしたら、もちろん制度がなくてもですが、使う側にとって、ああ、大阪府の木材を使ってよかったというようなことを思ってもらうにはどうしたらいいかという問題があると思います。これはこうしたらというのが申し上げられるわけではないんですけれども、例えば、先ほど越井委員のほうからお話ありましたが、今の木材需要というのは、どうしても色目がいいとか、節が少ないとか、ちょっと前まで木材のよさと言われていたところとやっぱり違うところにいるものがあるんですね。

ただ、現実問題として、非常に成熟した森林のあるところには、そういった基準から照らしてもよい材が出ているというふうに伺っていますし、実際、製品になって違いがあるのは確かなんです。それがやっぱり、これまで生産者が思っていたような評価をいただけない。はっきり言うと、価格的にいただけないという現状で、非常にづらいものがあるんですが、やっぱり何とかしないといけない、何とかしてユーザーに受け入れられて、最終消費者と言

うんですか、例えば住宅でしたら住まい手とかがよかったと言ってもらえるような製品を供給しないと、結局は産地形成型といっても現実にならないというところがあると思うんですね。

何が申し上げたいかと言うと、そのためにはやっぱり木材加工、仕上げの問題とかについて、いろいろ最終消費者、ユーザーのほうからの要求というのが結構高いものがあるって、それに対してこたえていくというときに、かなりやっぱり困難というのが予想されると思うんですけれども、やはりやらないわけにいかないんで、そこのところをめぐらずにやっていかなければならないということが一つ申し上げたいというところですよ。

それから資料の2ページ目というんでしょうか、取り組みの基本方向と森林別の取り組み例のあったところで、ちょっとけちをつけるわけではないんですけれども、あれと思ったのは、バイオマス利用型のところで共同収集の取り組みという間伐材ステーションみたいなものをつくってという、そのお話自体は非常におもしろいと思ったんです。しかし、実際のところ、若手後継者やサラリーマン林家などの参画を促すということですけど、むしろ値段がついた時代はサラリーマンがちょっと土日に働いたらさらにお小遣いになるみたいな意欲もあった、実際にそういうことがあったと思うんですけれども、なかなか今の状態だと、ふだん働いていて、さらに土日働いて、どれぐらいの手取りになるのかというのもあって、なかなか難しいかなと思ったりもするんですが、例えばサラリーマンだとしても引退された方とか、若干高齢の方とかでも、ちょっとした、まだ体が動く方がこういうことに参加していただけないかなと思ったりしました。

それから、里山再生型のところで、これもちょっと細かいことで恐縮ですけども、私も京都とかの近辺で蒔とかを販売をしておられる方の話を聞いたことがあるんですけれども、なかなか普通にやっても蒔とかはビジネスとしても難しいところがあると。これも実際、里山でボランティア的な活動をして蒔や炭をつくっている方とお話ししたことあるんですけれども、スモールビジネスというのが本当にできるに越したことはないんですけれども、現実としてどうも難しいなという話ばかりお聞きするんです。

ただ、先ほどのもやっぱり公共施設とかで木材利用をという話がありましたけど、蒔ストーブ、この前、事前説明に来られたときにちょっとおっしゃっていたような気がするんですが、公共施設で蒔ストーブを入れているようなところがあると。次の資料では、蒔ストーブ業者さんが販売しているところも結構広げている地域もあるというふうに書かれていますけれども、里山の再生にかかわる方々が、実際に炭か蒔かそういうものをちょっとつくっていて、それが公共的な公民館じゃないですけど、そういうところに蒔ストーブがあって、みんなでそこで使えて、また別の交流ができるというような形であれば、まだやりやすいかなというふうに思ったりしました。

**増田部会長**      ありがとうございます。

奥野委員からでしょうか。

**奥野委員**      私のほうから今取り組んでいるところ辺をちょっと御紹介させていただきます。私、山側の立場ということで、川下との一体化をどうしていくかということでネットワークを結びながら今進めております。その中で、先ほど水原先生から話あったんですけども、私ども震災で、木造の小さな、間伐材を利用した家を建てられへんかなということでいろいろ大阪府とも検討したんですけども、何か建築基準法のいろいろな問題があって、なかなか建てにくいらしいです。それで、我々としてはどこかにモデルを建てたいなと、何せ安く簡単にできるようなやり方を一遍してみようということで今ちょっと私ども取り組みをさせていただいておるんですけども。

それと、我々、一番ここでも皆さんからも御提案あったんですけども、山側としては木を出していく方法も考えていかなければいけません。今いろいろな取り組み方をさせていただいておるんですけども、一番大変なのがユーザー、公共事業はあらゆる形で何とか府・県・国なりに頑張ってもらいたいと思うんですけども、一般のユーザーの方々にいかにアピールして、その地産地消の木を使っただけのようにしていくんかと。これが我々の一番、大阪府に課せられる課題やし、我々も一番課せられた課題でございます、そのために今やっているのがセミナーをやったり、それから産地の中にお客さん、設計士さん、工務店さん、一番設計士さんから言われたらお客

さんも乗っていただきやすいということで、そういう形で見学会というものが一番重要になっていって地域材を売っていけるんじゃないかなと。あとはそれについて出していく、我々森林組合がいかにかいい上質材、乾燥もでき、かなもきれいにかけて出していくか、この辺が一つの基準になってくるので、これを我々としては大阪府がもっと積極的に、府民にそういうアピールできる方法論をもっと出していきたいなというのが基本になるのかなと思いますけれども。

**増田部会長**     ありがとうございます。

多分、きょうの議論の中で一番目のところの2ページの基本的な施策としては三つのタイプで展開するという話と、共通項として何らかの意味で集約化をしないとなかなかできないので、森づくり活動グループですか、とかいう地域ぐるみでの取り組みが不可欠やという話と、もう一つはエンドユーザーと川上をどうつなげていくかという話の中で、少し個人ユーザーに対する部分のアイデアをもうちょっと出さないといけないかもしれませんね。きょうの議論の中では、少しそのあたりがエンドユーザーの中で抜けているんじゃないかというような御議論をいただいたん違うかなというふうな。

あと、私のほうで少し気になっているのが何点かあって、一つはこの3タイプに分けるとするのはいいんですけども、このバイオマス利用型というのと、若齢林型、これはやっぱり行く行くは、要するに産地形成型につながっていくんですよというストーリーを描くのか、ストーリーを描かないのかによって大分違うと思うんですけどね。やっぱり皆さんの理解を得ようと思うと、行く行くは産地形成型につながっていく、その初期段階としての段階なんですよということをきっちり言うとしたほうが、最終形として三つあるという話ではなくて、過渡的段階として若齢林型があるといったほうが皆さんに理解してもらいやすいのではないかなという、路網整備なんかに関しましても。

その点が1点ちょっと気になるという話と、もう一つは、今も出てきていました、今度、林業促進地区の中で、川上の問題として省力化とか大型機械化林業、これに対しての府の支援は必要ないのかどうか。上の課題のところ

はそういうことが出ているんですけれども、そのあたりですよ。先ほども坂野上先生からも出ていましたように、やっぱり少し高齢で、機械補助があれば間伐もできるし、切り捨てではなくておろすこともできるというふうな、やっぱり省力化をしとかなないと、なかなか高齢者が林業できないという意味で言うと、そのあたりの支援というのはどうなのかと。

ただ、これは農業政策で機械化やった結果、どういうことが起こったかというのと、小規模農家に対しては借金だけを残したというようなことがあって、もうかったのはどこがもうかったのか言うたら農協だけがもうかったのではないかみたいな議論があるわけです。その辺の機械の普及のさせ方というのは非常に難しいと思うんですけれども、その辺の省力化林業に対する何らかの施策は、路網整備という作業幹線道の整備だけでいいのか、ダイレクトの機械化の促進みたいな話はどうなのかというあたりですね、その辺少し課題かなという。

もう一つは、里山のところで、先ほどもスモールビジネス化ってなかなか難しいですよという話ですけれども、一方のほうできょうもちょっと午前中そんな話を勝又さんも一緒に違うところで、同じ大阪府下の生駒山系をどうしていくのかというような、今、指定管理者をしているみどり公社と一緒にそんな議論をしていたんですけれども、その中でスモールビジネス化みたいなやつは、要するに一度モデル的に考えてみる意味があるやろうという。それは蒔だけではなくて、蒔と同時に林産物としてのシイタケやとか、いろんなことを全部やって、何らかの意味でスモールビジネス化できないかみたいな話があったというようなことですよ。

そのときに、例えばそれもずっとここでも議題が出ていますが、そのときも大分議論になって、あるいは諸外国の話でスイスなんかの議論も出ていたんですけれど、やっぱりスモール化、ビジネス化するにしても100%ビジネス化できなくて、やっぱり収入源のうちの4割は公的資金が要するに入っていて、あとの6割を稼ぐと、トータルとして食っていける。食っていけるというか、トータルとして活動費ぐらいは生み出せるぐらいの仕組み、その4割の公的資金の投入というのをどう考えるのかという、このあたりが、先ほど

越井委員からもいただいていた大阪府内産材を市場に出したときに、安い価格で戦わすために公的支援を入れるかという、そうすると、多分4割公的資金が入ったら、6割の値段で市場の中で戦うようなことをすると、ひよっとしたら買ってくれるかもしれんみたいな、何かそのあたりの論議は全部除いていいのかな。どこかにそれは、今の社会情勢の中では難しいけど、やっぱりそこは入れとかないといけないのかな。このあたりちょっと施策として打ち出すときに、今できませんけど、本当は公共財を導入しないとできないんですよみたいなことで議論を書いておくのかなというの、これ、なかなか中間報告として書き方難しいんですけどね、その辺少し考えないといけないかもしれないですよ。そうしないと、なかなか戦えないというんですかね。これどう書いたらいいのかな、ちょっと工夫がいるんですけどね。

**勝又みどり推進課長** 越井先生のところ、たまたま木製の窓枠を今ラインでつくられるということでやられています。まさに企業の存在理由というんですか、既にあるものやサービスを今までより安く提供するという視点でやられているのかなと思います。欧州のほうではあるでしょうけど、なかなか日本で手に入れることができないと。そういうものが安く入ってくる、まさに企業の存在理由。そういうふう考えたときに、その原材料を扱う山林があると言いますか、というのが今までなかなか世の中で買うことのできなかつたものやサービスを提供できるかと言われても、木材の現状がどうかというそもそも論としてこういう現状でしかない。なかなか安く提供するというのも今の大阪の場合、やはり自然環境保全と言いますか、そういう保安林、また自然公園という、いろんな法規制もかかっているし、経費も高くつく。そういう中で、なかなか企業として成り立たないというのはあるんじゃないかと。そこを目指すこと自身がやはり問題があるんじゃないかと。そういう意味では、何とかそこに助成金を突っ込んででも、森林保全のために維持していくという形を素直に考えてしまったというのが、今回、提案させていただいている案ということです。

**増田部会長** そうやと思うんですね。産地形成型と言っても、あるいはこの里

山のほうのsmallビジネス化へいっても、ベースにやっぱりちゃんと公共財の投入ということがないと成立せえへんと。ある部分、このごろコミュニティビジネスと呼ばれたり、社会企業と呼ばれたりするような形の中で、ひょっとしたら大阪における森林業は社会企業かもしれんというような、何かそんなあたりはどう書き込むのか、うまくね。

**勝又みどり推進課長** 今お答えをいただきましたソーシャル・マーケティングじゃないですけども、そういう社会的な使命を持っているというところは少し書かしていただければなと思います。

それと、先ほどありましたように、消費者、エンドユーザー、川中は少し書いてないということ、これ確かにおっしゃるとおりで、例えば木材の利用に対する評価制度、今であれば、建築であればCASBEEがございますけれども、木材に対してもそういうようなもの、今回、木づかい協議会という形で1本だけ書かせていただいていますけれども、その辺の細部をもう少し煮詰めていく必要があるやろうということと、当然担い手のところも、やはり木を使う人材、そういう方も担い手になりますので、そういうところをどう育成していくのか。そういう川中、川下を見た対策、もう少しそこは都市の健康を育む理解を向上という欄に、もう少し具体的な案を少し書く必要があるなというふうに感じております。

**増田部会長** あと、もう一つは、これはむちゃくちゃな例ですけど、例えば大阪府の緑化指導というのがありますわね。今どんなことでもめているか言うと、緑化率を決めていくときに、それを太陽光パネルに置きかえることができないのかと、ある一定量、そういう議論があるんですね。同じ屋上緑化なんかで言うと、同じ断熱効果でいくと、ひょっとしたら越井さんのところでやっている、その木材パネルによる断熱効果というのは結構高いという答えが出ていて、一部分、その屋上緑化というか、緑化義務の附置義務の中の一部を木材利用に置きかえられるような。そうすると、本当は大きな太陽光パネルよりも、むしろ木材利用に置きかえるほうが自然の循環から言うといいんですよね。山で基本的には森が元気になるわけですから、太陽光パネルに置きかえても、なかなか山の森は元気がないですから、何かそんなことなん

かもひょっとしたらありかもしれないですね。何かそんなアイデアも考えていかないといけないかもしれないですね。

**勝又みどり推進課長** その件に関してですけど、私ども建築物を1,000平米以上の敷地に建てる場合における、緑化建築制度を、先生がお話のように設けさせていただいておまして、この中で、屋上を使える場合に屋上緑化を義務づけているわけですけども、代替施設として太陽光パネルを認めております。

今お話ありましたように、現在の屋上緑化というのは、どちらかと言いますと、セダムとか、かなりメンテナンスフリーでできるものということで、極めて安い材料、安いと言うんですか、それを売りにしていろいろやられているということで、なかなかそこに本当の緑化があるのかどうかという疑問も出てきているんです。

一方で、昨今のそういうエネルギー問題がございますので、太陽光パネルをどう進めるかという中で、緑化制度の中で代替を認めている太陽光、これをどう取り扱っていくか、拡大するべきかどうかというようなことも話として出ているんです。その中で越井先生のところでやられています、そういう外壁工、これも効果もかなりございますので、どういうふうな形でそれに取り組むかというのも、あわせて少し検討しているところではございまして、まだまだどういう形でしていくかというのはあれですけども、できればそういうところも、今回、少しこの委員会でも言っていただければ、それは後々として、またその理論をさらに進めていけるかなというふうに思います。

**増田部会長** そうでしょうね。そのあたりがエンドユーザーに対する、ある意味インセンティブをどう与えていくかというふうなところになろうかと思えます。

ほか、いかがでしょうか。大体、きょう言ったことを少し補強いただいて、古川先生が委員長の本審のほうに持ち上げないといけないというようなことですけど。

**古川委員** まとめといてください。

僕は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律ができたけど、

予算の裏づけというのは何一つもないでしょう、何かあるの。こんな法律つくって、裏づけ、予算がですよ、国会議員がこんな法律が通ったと鬼の首でも取ったようなことを言うけれども、これやっぱり裏づけつけて予算化してもらわないと。

例えば公共物、学校の机、昔やったら、これやったら何ぼ補助、建築してどんだけのもん日本材使ったらどのぐらい国が補助を出すと言うんだったらもっと売れるんだけれども、ただ法律つくって鬼の首でも取ったようなことを思てはる人もあるらしいから、僕は大きいこれ不満ですよ。ただ法律が通って、その裏づけなく、それは今でも製材所とか工務店でも日本材使いたいけど、どんどん外材入ってきて、日本材使えないから全部つぶれていった。僕のところの田舎、富田林に立派な製材所があったけれども、これもつぶれた。あっちこっちの工務店は全部。そこへ御存知のように、大阪も補助金が削減していつているから、もうどんどん、今まで南河内土木建築協同組合というような事務所を持ってやっていたのが、これがもう全然ないから全部つぶれている。これはこのままいったら、本当に日本の中小企業はみんな衰退してしまう。大阪府も金がないの僕は十分承知していますけども、やっぱり公共を出してやらな、住宅をつくるのかて、住宅まちづくり部でも、やはり日本材使ったらどうにかしたると。国が大きい予算をつけなけりゃ、大阪はともついていけないけども、そういうことを僕は国会議員にもやかましく言うてますんですけど、なかなかそんなええ返事がないですね。

まあまあ私も森林組合の、あそこに奥野委員がいらっしゃいますけど、私も森林組合の組合長ということで、えらい肩書はいいのをもうてるんやけど、全然困っておるわけで、間伐やるのだから、所有者がなかっても金をつけてもらったら、補助金つけてくれたら森林組合でも間伐やりますけど、それはつけられないということで。

私どもバイオコークスで、この間高槻で加工場が竣工して、現場を見ていたけど、大変ですよ。コークスと高槻がやっているバイオコークスをごちゃ混ぜにして、1,500度へ上がるわけ。それで鉄を溶かして、かまどへぱんと入れたら自動車の下のあれが出よるんです。そこらの働いている人、こんなの

感じてはるんですよ。1,500度の熱のところにいるんだから。僕らは2分もいてたら、これはあかんって言って出たけどね。

そんなことで大変森林組合も、特に大阪府は森林組合、今ここに書いていますように、北摂ではそういうことをやっているわけで、今、南河内と泉州だけよ、木は。ねえ、越井先生。そんなんで僕も組合長ということで名前はもらってますけど、四苦八苦しております、もう府や国の手助けがなければ、大阪の森林は、今、奥野委員も言われましたけど、やはり大阪の森林は全滅する。

そして、今、御存知のように、山かて昔はやっておったが、みんな高学歴出でいらっしゃるから山を守る必要ない、だんだん衰退していく。山はだんだん衰えていくという。それやったら森林組合に国が補助金出してくれたらそれをやるんですけど、それも出てこないということで、奥野副組合長は一生懸命今やっていただいております。今度のこの問題も増田先生に大変御厄介かけますけど、どこかでいいまとめをしていただいて、また本審議会に出していただきますことをお願いいたします。ありがとうございました。

**増田部会長**　そしたら、一応きょういただいた意見、どこまで補強できるかわかりませんが、大枠については、大体皆さん大分わかりやすくなったという評価をいただきました。

少しやっぱり川中、川下に対しての取り扱い等々、まだ残された課題、何個かありますけれども、どこまで補強できるか、少し自信はございませんけど、これを大枠にしながらきょういただいた意見で少し補強を加えて、とりあえず一度本審のほうに報告をさせていただくということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。そしたら、一応きょういただいていた議題の中で最後ですけど、今後のスケジュールについてということで御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

**塩野総括主査**　お手元の資料の3でございます。これ毎回お出ししているスケジュールで、時点修正をさせていただいているというだけのものにはなりますが、本日9月7日、第4回の部会、開催させていただいております、次回、森林審議会の本審、これ11月下旬ごろ開催を予定で調整させていただきます。

たいと思います。

こちらにおきまして、本日出しました案をベースに各委員の御意見も踏まえて中間まとめ報告ということでさせていただきたいと思います。

また、その中間まとめを受けまして、12月には各地域で関係の方々に意見を聞くような場を設けまして、年明けました1月の下旬ごろに一応これが部会としては最後になります。再度部会の開催、こちらは各地域での集会の結果を踏まえて、最終的な答申案に向けてのまとめということでさせていただきまして、3月の下旬の森林審・本審において、最終の答申案というような流れでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**増田部会長**      ありがとうございます。

そしたら、一応、きょういただいておりました内容は大体終わったかと思いますが、何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。

そしたら、きょうはこれで、少し10分近くオーバーしてしまいましたけれども、保全審議部会を終了させていただきたいと思います。いろんな御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

そしたら、事務局のほうへお返ししたいと思います。

**司会（岡田総括主査）**      どうもありがとうございました。

本日の部会はこれで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。